

特記仕様書

工事番号	2026140003
工 事 名	農道改修工事(小川町)

(適用範囲)

第1条 この特記事項以外は下記を準拠する。
 ・安城市契約規則、安城市工事等施行に関する事務取扱要領、工事監督要領及び設計変更事務取扱要領
 ・工事請負契約書
 ・愛知県農林基盤局発行工事標準仕様書
 ・関係法令及び諸工事基準

なお、工事標準仕様書は、愛知県農林基盤局農地部農林総務課ホームページにて、最新のものを確認すること。

(公表歩掛の参考明示)

第2条 この設計書に記載される歩掛等は、標準的な施工方法を参考明示したものであり、設計図書に特別の定めのある場合を除き、指定するものではない。

(施工条件の明示)

第3条 下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。
 なお、参考明示○印該当欄は、積算上の条件明示であり、指定するものではない。

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示
I	工法関係	① 工事施工関係	1 工法指定	指定工種及び工法		
				工法指定する理由		
			2 仮設工事	仮設工法		
				仮設工法選定条件		
			3 仮設備	仮設備の構造		
				仮設備の施工方法		
				仮設備の設計条件		
			4 薬液注入	設計の前提条件		
				施工区分		
				材料種類		
				施工範囲		
				削孔本数及び延長		
				注入量及び注入圧		
				周辺環境調査の内容		
			5 現場発生品	品名・規格・数量		
				引渡場所・運搬距離		
				再使用の有無		
			6 支給品及び貸与品	品名・規格・数量		
				品質・性能		
				引渡場所・運搬距離		
			7 部分使用	部分使用箇所		
				部分使用時期		
				部分使用目的		
II	工程関係	② 工事用道路	○ 1 一般道の使用	搬入経路		
				搬出経路		
				使用期間	工事期間中	
				使用時間帯	原則9時から17時まで	
				使用中・使用後の処置内容	通行止め	
			2 仮道路	仮設道路の構造		
				安全施設等の設置内容		
				安全施設等の設置期間		
				工事終了後の存置・撤去		
				維持補修の内容		
		③ 品管	1 品質管理	品質管理に関する条件		
			1 関連工事	関連する工事名及び発注者		
				関連する工事内容		
				調整結果内容		
				施工に係る条件		
			2 公共補償工事等他管理者協議	管理者名		
				協議結果内容		
				施工に係る条件		
				協議成立見込時期(未了の場合)		
			3 占用支障物件協議	占用支障物件名		
				協議結果内容		
				施工に係る条件		
				協議成立見込時期(未了の場合)		

大項目		中項目	適用項目	小項目		明示事項		内容				参考明示				
		②	関係機関	1	交差協議	協議機関名										
						協議結果内容										
						施工に係る条件										
						協議成立見込時期 (未了の場合)										
				○	2	地元調整	調整結果内容		町内会及び営農者に事前に工事説明を行うこと							
							施工に係る条件		工事のお知らせを配布すること							
				○	3	法令等手続き	手続き先機関		消防署							
							協議結果内容									
							施工に係る条件		交通規制による届出、調整を行い報告すること							
							協議成立見込時期 (未了の場合)									
Ⅲ	用地関係	①	用地関係	1	借地	場所及び範囲										
						時期及び期間										
						使用条件										
						復旧方法										
						工事に必要な土地の借地料										
				2	工事用地の復旧	場所及び範囲										
						時期及び期間										
						使用条件										
						復旧方法										
				3	事業損失防止調査	事前・事後調査の区分										
						調査時期										
						調査方法										
						調査範囲										
				4	立木伐採	調査項目										
						対象範囲										
						処理方法										
Ⅳ	安全策関係	①	安全策関係	1	交通安全施設	指定内容										
						指定期間										
				2	近接施工	近接する施設										
						施工方法・作業時間帯等										
				○	3	交通誘導警備員等の配置 A・・・公安委員会の検定合格者 B・・・資格者以外	警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会第20条)第2条に規定される、公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務を行う路線に該当									
							上記該当路線名									
							配置位置		配置人数		時間		交替要員	期間		備考
									A B							
							起終点		2		昼間(作業時)		有	5日間		

大項目		中項目		適用項目	小項目		明示事項		内容			参考明示
		②	建設廃棄物	○	1	建設廃棄物の処理	搬入元利用方法	数量	処理等施設の名称	片道運搬距離	処理方法受入条件等	
					AS殻		設計書のとおり	(有)高松再生	11.2km			
					AS版切断水		設計書のとおり	長坂建設興業(株)	14.6km			
					刈草		設計書のとおり	環境クリーンセンター	6.2km			
					※ 建設廃棄物の数量については、実数にて設計変更を行う。							
Ⅵ	資料の確認	①	資料の確認		1	地質調査報告書の貸与						
					2	測量成果簿の貸与						
					3	用地境界杭の確認資料提示						
					4	測量基準点の確認資料提示						
					5	地下埋設物の確認資料提示						
					6	設計委託成果の貸与						
Ⅶ	その他	①	その他		1	調査・試験等に対する協力						
					2	工事施工後にしか設計数量が定まらない工種						

(工程表)

第4条 安城土地改良区工事請負契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。
但し、他工事の現場代理人を兼務させる場合(兼務工事)は、現場代理人等届の添付書類として、兼務届及び工程表を添付すること。

(下請届)

第5条 安城土地改良区工事請負契約約款第7条に記載のある下請届は、提出不要とする。

(監督員)

第6条 標準仕様書に記載のある専任監督員、主任監督員及び総括監督員は、監督員、担当係長及び担当課長と読替えるものとする。

(予定週工程の報告)

第7条 工期が2週間以上にわたる場合は予定週工程表を提出すること。

(建設副産物の報告)

第8条 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱のうち、「あいくる材使用状況報告書」及び「あいくる材使用実績集約表」の提出は不要とする。

(施工計画書記載省略項目の記載指示)

第9条 施工計画書の記載省略項目については、監督職員と協議し、その指示に従わなければならない。

(履行報告)

第10条 受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。

(あいち建設情報共有システムの利用)

第11条 本工事はあいち建設情報共有システムを利用することができる。電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書(以下「手順書」という。)によるものとする。なお、情報共有システムを利用しようとする場合は監督員と協議し決定する。その結果、情報共有システム利用の対象としたものについては、愛知県の基準を準用するものとする。

(現場代理人の常駐)

第12条 原則、現場代理人は工事現場に常駐を標準とし、その運営及び取締り等を行うこととする。ただし、請負金額(税込み)が4,500万円未満の工事や合算による諸経費の調整を行っている工事などについては、発注者に承諾を得て常駐が必要ないものと認める。

(工期設定条件)【参考明示】

第13条 工期には、施行に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでおり、特記仕様書として参考明示する。

準備期間	60日間
後片付け期間	20日間
雨休率	0.75
8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数	13日間

(熱中症対策)

第14条 安城防災ナビ等を活用し熱中症警戒アラートの情報収集に努め、労働者の安全を確保すること。

(中東情勢の変化等によるナフサ由来の建設資材について)

第15条 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材の調達に必要な経費について、設計変更を行う対象工事である。

(道路使用許可申請書の提出)

第16条 受注者は、必要に応じ安城警察署に道路使用許可申請書を提出すること。申請費用は受注者が負担するものとする。

(資材搬入路)

第17条 受注者は、資材の搬入等の際に道路を損傷させないように注意すること。もし損傷した場合は受注者の責により速やかに措置を講じること。